

はり・きゅう あん摩・マッサージ 柔道整復(整骨・接骨)の



施術を受けるときには

これらの施術は、一定の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担です。

■はり・きゅうの施術の受け方

◎健康保険の対象になる場合

次の①②の両方の要件を満たす場合は、健康保険の対象になります。(※被保険者は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。)

① 対象となる傷病名

神経痛 リウマチ 五十肩
頸腕症候群 腰痛症 頸椎捻挫後遺症

② 医師がはり・きゅうの施術について同意していること

医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を受けたが、治療の効果が現れなかった場合など)、はり・きゅうの施術を受けることを認める「医師の同意」がある場合です。

※初回申請時に医師の同意書を添付してください。

◎はり・きゅうの施術を受ける場合

* 医療機関で治療を受けながらの施術は認められません

はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同一の傷病に対する診療を受けた場合には、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象とはなりません。

※医師からシップや薬を処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険の対象とはなりません。

* 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「はり・きゅうの施術」を受けるには、3カ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

■あん摩・マッサージの施術の受け方

◎健康保険の対象になる場合

* 医師があん摩・マッサージの施術について同意していることが必要です

被保険者は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

筋麻痺・関節拘縮などの症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは、

健康保険の対象とはなりません。

※初回申請時に、医師の同意書を添付してください。



◎あん摩・マッサージの施術を受ける場合

* 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「あん摩・マッサージの施術」を受けるには、3カ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

看護師修学資金

受給希望者募集

◆**対象者** 看護師の資格を取得するため、看護専門学校または看護系大学に入学・在学する人

◆**募集人数** 若干名

◆**募集期間** 随時受付

◆**貸与金額** 月額 50,000 円

または月額 100,000 円

※貸与条件あり

◆**資金の返還**

返還を原則としますが、資格取得後、上野総合市民病院へ勤務した期限に応じて返還を免除します。

◆**必要書類**

①看護師等修学資金貸与申請書

②入学証明書または在学証明書

※申請書は上野総合市民病院にあります。また、上野総合市民病院ホームページからもダウンロードできます。

◆**審査方法** 書類審査・面接

※面接日は受付後、連絡します。

【**申込先・問い合わせ**】

上野総合市民病院経営企画課

☎ 24-1111 FAX 24-1565



～お詫びと訂正～

◆広報いが市 1月5日号に掲載した『税の申告』で、8ページのe-Taxに関する記述に次のとおり誤りがありました。

【誤】「e-Tax を利用して所得税の申告をすると…」②添付書類の提出または提示を省略できます。(確定申告期限から**3年間**、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)

【正】**5年間**

お詫びして訂正いたします。

【**問い合わせ**】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

◆広報いが市 2月1日号に掲載した『あなたが守るあなたの健康』で、5ページの「ロコモを予防しましょう」の記述に誤りがありました。

【誤】ロコモーションシンドローム

【正】ロコモティブシンドローム

お詫びして訂正いたします。

【**問い合わせ**】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

■柔道整復（整骨・接骨）の施術の受け方

◎健康保険の対象になる場合

次の①②の両方を満たす場合は、健康保険の対象になります。
※被保険者は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

① 対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断または判断により、急性や外傷性の骨・筋肉・関節の痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき
主な例：骨折・脱臼・打撲・捻挫

② 医師が柔道整復師の施術について同意していること

骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

＜健康保険などの対象にならない場合＞

- 疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

◎柔道整復の施術を受ける場合

* 負傷の原因

内科的原因による疾患など健康保険の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

* 施術が長期におよぶ場合

内科的原因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

◆◆◆ 保険者からのお願い ◆◆◆

①療養費支給申請書の内容を確認した上で、必ず署名・押印してください

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の自己負担分を窓口で支払い、施術者が一部を保険者に請求し支払いを受けるために必要な書類です。傷病名・日数・金額などをよく確認した上で、委任欄へご自身で署名・押印してください。

②療養費の財源について

実際にかかった費用額は、被保険者が支払った一部負担金（1割または3割）を除き、被保険者が納付する保険料、国県市の公費（元は税金）などで賄われています。適正な施術で、医療費の適正化にご協力をお願いします。

③施術内容についてのお尋ねについて

提出された療養費支給申請書について、医療費の適正な支払いを行うため、施術を受けた被保険者に伊賀市や広域連合などから文書または電話で、施術内容について照会することがあります。照会がありましたら、必ずご自身で回答書に記入いただきますようお願いいたします。健康保険の適正な運営のために、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課

☎ 059-221-6884

FAX 059-221-6881

保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151

国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の保険（会社の健康保険など）に加入している人は、詳しくは加入している保険者（健康保険組合など）にお問い合わせください。